茨木市広告入り空家等対策・啓発冊子の無償提供業務 基本業務内容

配布対象	窓口へ空家に関する相談に来られる市民、空家所有者、セミナー参加者等
配布場所	茨木市役所居住政策課窓口、関係課窓口、高齢者活動支援センター、多世代交流センター、地域包括支援センター
設置期間	１年間（令和９年 10 月１日～令和 10 年９月 30 日）
納品数	1500 部
規格	A4 判（縦 297㎜×横 210㎜）※中綴じ、横書き、左開き
ページ数	20 ページ以内（表紙、裏表紙を含む）
掲載内容	・冊子の内容は、①茨木市空家等対策計画についての情報②空家対策・啓発についての情報③空家対策に関連する企業広告とする。 ・①の内容については A4 片面の分量で市が指定する。②③の内容については、無償提供者の提案によるものとする。 ・③は、①②との区別が明確となるように、工夫を行なうこと。 （例：縦１㎝×横２㎝のサイズで広告の文字を挿入する、 広告の周囲１㎝を白枠線で囲む等） ・広告の掲載範囲は、全紙面の 45%以下とする。
納品時期	令和９年９月下旬
納品場所	市の指定する場所
広告の色	フルカラー
備考	・上記は令和９年度納品分の内容とし、令和10年度以降も協定の期間を延長する場合は、納品数等については市から無償提供者に別途指示するものとする。 ・広告主の募集にあたっては、地域事業者に十分な説明を行うものとする。 ・広告主及び広告内容については、茨木市広告事業実施要綱第９第２項の規定に基づき、事前に市で審査するものとする。 ・無償提供者は、広告主について、茨木市広告掲載基準第４第２項第 19 号に規定する基準を確認するため、市税の滞納調査同意書を広告主から収受し、市に提出すること。
審査時期	令和９年７月頃
校正	最低２回とする。